

平成26年(ワ)第29256号 損害賠償請求事件

原 告 阿 部 宣 男

被 告 松 崎 参

準 備 書 面 (21)

平成29年9月5日

東京地方裁判所民事第37部合議A係 御中

原告訴訟代理人弁護士

小川 隆太郎



同

小田川 綾音



同

高井 信一郎



同

中島 広勝



同

永里 桂太郎



同

細川



同

本田 麻奈子



同

渡邊 彰



原告訴訟復代理人弁護士

石原 敏



本書面においては、被告の表現行為（不正に関するもの及び累代飼育に関するもの）に関し、真実相当性が存在しないことについて主張を補充する。

第1 判例及び裁判例の判断基準に照らし真実相当性が認められないこと

1 はじめに

本件において、被告は、板橋区の調査や発表を専ら根拠として、自身の名誉毀損表現について真実ないし真実相当性があるとする。

この点、表現行為について真実相当性が認められる場合、すなわち「行為者においてその事実を真実と信じることについて相当の理由があるときないし行為者がその事実を真実であると誤信し、その誤信したことについて、確実な資料根拠に照らし相当の理由があるとき」（最判昭和41年6月23日）には、名誉毀損が成立しないとされる。

しかしながら、真実相当性の判断においては、十分な調査を行わずに入盲目的に一方的立場からの情報源を過信ないし誤信した場合については真実相当性が認められるはずがないのであり、本件の被告の表現行為については、判例及び裁判例における判断基準に照らして、名誉毀損が成立することは明らかである。

以下、2及び3において、名誉棄損の成否に関する真実相当性についての判例及び裁判例の判断基準を示し、下記2以降において、これらの判断基準に照らし、被告の本件各表現行為（不正に関するもの及び累代飼育に関するもの）について、真実相当性が認められないことを明らかにする。

2 最判平成22年3月15日 刑集64巻2号1頁

（1）事案

一般人がインターネットでA社が虚偽の広告をしているかの内容を記載した記事を掲載する等して名誉毀損する内容の記事を掲載し

続けたことについて、真実相当性が認められず名誉棄損罪が成立した事案である。

(2) 判旨

インターネット上に掲載したものであるからといって、おしなべて、閲覧者において信頼性の低い情報として受け取るとは限らないのであって、相当の理由の存否を判断するに際し、これを一律に、個人が他の表現手段を利用した場合と区別して考えるべき根拠はない。

そして、インターネット上に載せた情報は、不特定多数のインターネット利用者が瞬時に閲覧可能であり、これによる名誉棄損の被害は時として深刻なものとなり得ること、一度損なわれた名誉の回復は容易ではなく、インターネット上での反論によって十分にその回復が図られる保証があるわけでもないことなどを考慮して、表現者は、雑誌やインターネット上の記事に加え、登記や関係者からのメール等を踏まえて表現を行っているのであって、全く調査をしていないわけではないが、①資料の中には一方的立場から作成されたにすぎないものもあること②資料に対する表現者の理解が不正確であったこと③対象者の関係者に事実関係を確認することも一切なかったことなどの事情が認められるという事実関係の下においては、被告人が掲示した事実を真実であると誤信したことについて、確実な資料根拠に照らして相当の理由があるとはいえないとして相当性を否定して名誉毀損罪の成立が認められた。

3 東京地判平成18年6月7日

(1) 事案

愛知県豊明市が映画制作実行委員会を通じて原告会社に対してした補助金の返還に関し、豊明市議会議員である被告が、その編集発行する広報誌及びウェブサイトにおいて、市議会の一般質問内容等を掲載したことにより、原告らの社会的評価が低下したとして、謝罪広告

の掲載等を求めた事案である。

(2) 判旨

市議会での質問で解消されなかつた疑問について、それまで豊明市企画課が被告からの説明に応じていたことからすれば、被告が改めて説明を求めることが可能かつ容易であり、それをしていれば、上記記事の内容が自己の誤解や思い込みによることが容易に判明したものと考えられる。

しかし、被告は、更なる資料の要求も、説明の要求もせず、総勘定元帳の性質や公認会計士が行った公認会計士の内容について調査することもしていない。また、上記認定からすれば、被告は、総勘定元帳が原告会社のした取引全般について記載されたものであつて、補助金にかかわる記載に限られたものではないことについての理解が不足しており、この点について被告としては更なる説明の要求なし自己による調査をすべきものであったというべきであるが、被告は、これらのことを行らしていない。

以上によると、被告は、自己の疑問について更なる調査が必要かつ可能であったにもかかわらず、これを怠り、いまだ疑問にとどまる事項について、それが真実であるかのように理解できる記事を公表したものであるから、それについて一応真実であると思わせるだけの合理的な資料又は根拠があると認めることはできない。

また、上記記事のうち、映画配給収入がもっと多かったと思われるとの指摘は、経費の額のように評価によって異なる余地のあるものではなく、単純な数値に関するものであつて、しかもそれ自体が原告らが詐欺行為という犯罪を行っていると思わせるという重大な指摘であるから、慎重な調査をして初めて許されるべき指摘である。そうであるにもかかわらず、被告は、配給会社の1つに対して同社が自主上映会にフィルムを貸し出す際の標準的な料金を問い合わせたのみで、

映画制作会社と配給会社との一般的関係や、同社と原告会社との具体的な契約内容について何ら調査をしていないのであるから、少なくともこの点については、ほとんど根拠もなく言いがかりをつけているものと評価せざるを得ない。

さらに、被告は、ウェブサイト上に記事を追加掲載するに当たっても、何ら新たに調査等をしていないところ、上記において認定したとおり、それ以前に原告ら代理人弁護士からの説明文書が被告の下に届き、被告は、これによって一部について自らの誤認であったことを認めめたのであるから、その余の点についても原告ら代理人弁護士や公認会計士に誤認がないかどうかを確認する等の調査をするのが通常人として採るべき態度であると考えられるし、しかも、そのことを容易に行えたにもかかわらず、これを怠っている。このように通常人が行うべき調査をしないまま誤認に基づく記事を公表し続けていることからして、その記事に一応真実であると思わせるだけの合理的な資料又は根拠があるとは認められないというべきである。

4 被告は偏った資料に基づき不十分な調査のもと表現していること

上記2の判例及び上記3の裁判例の趣旨を踏まえ本件についてみると、被告は、下記第2以下で指摘するとおり、真っ向から対立している原告と板橋区との主張の内、被告が依拠する資料は専ら一方の板橋区側の立場から作成されたものであり、また、理解も不十分なまま、原告その他の関係者に事実関係を十分に確認することなく、勝手な憶測に満ちた表現行為を繰り返している。

しかも、被告は、原告が「詐欺」や「偽造」などの「犯罪」を行っていると思わせる重大な指摘をするものであるから、慎重な調査をして初めて許されるべき未だ疑問にとどまる事項について、十分な調査を尽くさず根拠が不十分なまま、それが真実であるかのように理解できるような表現行為を行ったものである。

したがって、被告が各表現行為において摘示した事実を真実であると誤信したことについて、確実な資料根拠に照らして相当の理由があるとはいえないものであり、名誉棄損が成立するものである。

第2 本件の不正及び累代飼育を否定する表現行為について

1 2014年4月4日FB（甲1-104）について

(1) 当該表現行為は、原告が、通称である「館長」を用いて文書に調印し「詐欺」にあたる「犯罪」行為を行ったとの事実を指摘するものであり、原告が、あたかも詐欺や公文書偽造などの行為を行ったかのように指摘し、原告が犯罪行為を行った反社会的人物であるかのような評価を加えるもので、原告の社会的評価を低下させるものである。

(2) 真実相当性が認められないこと

ア 板橋区民の区議会議員という立場にある者が、一区民である個人について「犯罪者」ないし「犯罪者」である疑いがあるという犯罪行為を行っていると思わせる個人の名誉を著しく侵害する重大な指摘をするのであるから、慎重な調査を尽くして初めて許されるべき指摘である。

それにもかかわらず、被告は事実の確認を怠り、原告が別件で係争中の対立当事者の板橋区の主張を一方的に取り上げ、一方で、原告の言い分を全く考慮することなく偏った表現行為をしており、ほとんど根拠もなくいいがかりをつけているにすぎない。

イ すなわち、区議会議員という公的な立場にある被告の発言は、社会的に注目を集め、また、一般に信憑性をもって受け取られる可能性があるのであるから、ひとたび特定の人物に対し、否定的な意見表明を行った場合には、一般市民が同様の行為を行った場合と比べて、意見表明の対象となった人物の名誉に対して、決定的な打撃を与えることになるのである。

したがって、区議会議員である被告が、特定の人物団体の社会的評価を低下させる恐れのある意見を表明する場合には、その立場にある者の当然の責任として、対象者の名誉を損なうことのないよう、より慎重に入念な事実確認、裏付け調査を行うべきである。

とりわけ、本件のように板橋区と原告との見解が鋭く対立しているような状況においては、一方の板橋区の調査・報告を鵜呑みにすることは決して許されるものではなく、双方の意見を公平に確認して検討すべきところ、被告は、原告の説明を一切考慮せず、また、原告側関係者への調査を尽くすこともなく、一方的に板橋区の報告のみを鵜呑みにして、原告を断罪する表現行為を行っている。

ウ すなわち、原告は、板橋区に対して、板橋区から懲戒処分を受ける直前に、自身の主張について資料を示して詳細に述べる平成26年3月22日付「意見書」(甲30)を提出して事実関係を前面に争う旨自身の立場を表明した上、懲戒処分直後の同年4月3日に原告及び原告代理人は、板橋区が原告に対して行った懲戒処分について理由がないことを、記者会見において詳細な事情に触れつつ明らかにし、記者会見配布資料にもその点を説明した書面を添付していた。

当該会見にて、原告は、能登町から区長宛の依頼があり、区の命を受けて能登町の事業に関わるようになったこと、その過程で、板橋区自身が原告の呼称として使用している通称である「館長」としての名称を作成したこと、特定事業者が利益を受けたこともないと、実際の作成日と異なる契約書も能登町の求めに応じて作成されたことについて、具体的経過を踏まえて説明していた。

このような、板橋区と対立する当事者から板橋区と異なる事実関係の主張があり、板橋区の発表の真実性に少なからず疑義が生じるような状況においては、真実性について更なる調査を尽くすことが必要であって、被告は区議会議員として、それが可能であったもの

である。

それにもかかわらず、被告は、かかる原告の主張する事実経過を一切考慮することなく、一方当事者である板橋区の主張に専ら依拠し、のみならず、勝手な憶測をもって原告を断罪する表現をおこなつたものである。また、原告や原告代理人等に対して事実関係の確認、更なる説明を要求したり、原告関係者への十分な調査を全くしていなかつたのであるから、真実であると誤信したことについて、到底、確実な資料根拠に照らして相当の理由があるとはいえないのであり、真実相当性は認められない。

2 2014年4月19日FB(甲1-89), 及び6月7日のツイート(甲2-3)について

(1) 当該各表現行為は、原告が特定業者に便宜を供与し不正を行ったとの事実を指摘するものであり、原告が不正行為を行う公務員であるという印象を与え、もって原告会社の社会的評価を低下させるものである。

(2) 真実相当性が認められないこと

上記と同様、原告は、板橋区に対して、板橋区から懲戒処分を受ける直前に、自身の主張について資料を示して詳細に述べる平成26年3月22日付「意見書」(甲30)を提出して事実関係を全面的に争う旨自身の立場を表明した上、懲戒処分直後の同年4月3日に記者会見において資料を示して詳細な説明を行ったものである。

すなわち、能登町の事業に関して、イノリー企画はボランティアとしてホタル館で活動していた駒野氏が、能登町にクロマルハナバチの女王蜂を供給していた武藏野種苗園の撤退を受けて能登町や能登町の事業に協力していた板橋区のために、板橋区の了解のもとでボランティアの一環として後任を引き受けたのであって、決して不正に便宜供

与を受けたものではないこと、また、小山町の事業に関して、原告は板橋区の特許を使用してせせらぎを希望する者に対して、ろ材等の材料や人員を提供できる有限会社ルシオラを紹介したに過ぎず、ルシオラの主任技術者として記されている点について原告は認識していなかったこと、特許料に関しては、板橋区の方針として平成14年前から付き合いのあった自治体、団体に対しては特許料を請求しない扱いをしていたため、平成14年から付き合いのあった小山町については特許料を請求しないという扱いであったことなどについて、資料を示して説明した。

このような、板橋区と対立する当事者から板橋区と異なる事実関係の主張があり、板橋区の発表の真実性に少なからず疑義が生じるような状況においては、真実性について更なる調査を尽くすことが必要であって、被告は区議会議員として、それが可能であったものである。

それにもかかわらず、被告は、かかる原告の主張する事実経過を一切考慮することなく、一方当事者である板橋区の主張に専ら依拠したばかりか、勝手な憶測をもって原告を断罪する表現をおこなったものである。原告や原告代理人等に対して事実関係の確認、更なる説明を要求したり、原告関係者への十分な調査を尽くしていなかったのであるから、真実であると誤信したことについて、到底、確実な資料根拠に照らして相当の理由があるとはいえないものであり、真実相当性は認められない。

3 2014年5月15日のFB（甲1-54）

(1) 当該表現行為は、原告がかかわった板橋区による他団体でのホタル再生事業は、全て、原告の独断によるものとの事実を指摘するものであり、原告が区の業務命令に基づかず、独断で仕事を遂行し、あたかも権限外の行為をくり返してきたかのように評価するもので、原告の公務員としての品性や信用性を貶めるものである。

(2) 真実相当性が認められないこと

板橋区は、有償・無償を区別することなく韓国及び日本全国の他の自治体等でホタル再生事業を実施しており、議会でも繰り返しそのように答弁しているのであって、ホタル再生事業が板橋区の公認で行われており、原告の独断でないことは明らかである。

被告は、板橋区環境課に口頭の質問で確認したところ、板橋区は関与していない旨確認したと主張するが、そもそも、板橋区環境課が、板橋区のこれまでの区議会の答弁を何ら撤回することなく、当該答弁に完全に反する回答をするとは考えられないし、被告からの具体的な質問内容、及びこれに対する板橋区の具体的な回答等、被告と板橋区環境課の具体的なやり取りについての説明はなく、当該やりとりを示す客観的な証拠は何ら提出されていないのであって、被告の主張は全く信用性を欠く。

しかも、被告自身も、上記各区議会（平成22年11月1日の決算調査特別委員会、平成23年3月17日の予算審査特別委員会、平成24年10月31日の決算調査特別委員会）に出席し、ホタル再生事業は、有償での支援、無償での支援も含めてすべて板橋区の公認のもとに行われてきたとする区議の発言や資源環境部長の答弁を聞いているのであり、当該議事に反する内容を盲目的に信じたというのは、全く不合理である。

そして、かかる事実関係についても、上記1及び2と同様、原告は、板橋区に対して平成26年3月22日付「意見書」（甲30）を提出して事実関係を全面的に争う旨自身の立場を表明した上、懲戒処分直後の同年4月3日に記者会見を開き資料を示して公に説明しているのであり、板橋区と対立する当事者から板橋区と異なる事実関係の主張があり、板橋区の発表の真実性に少なからず疑義が生じるような状況においては、真実性について更なる調査を尽くすことが必要であって、

被告は区議会議員として、それが可能であったものである。

それにもかかわらず、被告は、かかる原告の主張する事実経過を一切考慮することなく、一方当事者である板橋区の主張に専ら依拠したばかりか、勝手な憶測をもって原告を断罪する表現をおこなった。また、原告や原告代理人等に対して事実関係の確認、更なる説明を要求したり、原告関係者への十分な調査を尽くしていなかったのであるから、真実であると誤信したことについて、到底、確実な資料根拠に照らして相当の理由があるとはいえないであり、真実相当性は認められない。

5 2014年6月9日のFB（甲1-35）について

(1) 当該表現行為は、平成21年7月の能登町の事業に関連して作成された契約書について、原告が日付を偽造し、能登町を欺いているとの事実を指摘するものであるところ、原告は、当該文書について能登町から依頼を受けてその日付の文書を作成したと説明しているのであり、能登町を欺くという事態は起こりえないし、「偽装」という問題も起こりえない。当該文書に関する事実関係を十分に認識・把握することなく、一方的に「欺く」「偽装」等の表現を用いることによって原告の品性、信用を失墜させるものである。

(2) 真実相当性が認められないこと

ア イノリ一企画は、板橋区の了解のもとで、能登町がその作成を要望し、平成21年7月1日付「業務提携契約書」及び「売買契約書及び秘密保守契約書」を作成したものであり、板橋区が、区として能登町のクロマルハナバチの飼育販売事業に協力してきた経緯や、板橋区の協力行為における原告の役割や、これら契約書の作成経緯について、原告及び原告の代理人は、平成26年4月3日、懲戒処分の不当性を訴える記者会見で資料を示して説明し、実際に懲戒処分取消訴えを提起するなど、一貫した説明を行って

きたものである。

また、そもそも、原告が能登町を騙したなどという主張は、原告を懲戒処分とした板橋区においてさえしていない。

イ したがって、上記1及び2と同様、板橋区と対立する当事者から板橋区と異なる事実関係の主張があり、板橋区の発表の真実性に少なからず疑惑が生じるような状況があったのであり、原告に対して、一方的に「欺く」「偽装」等の表現を用いて犯罪行為を行ったと受け取られるような表現を行うにあたっては、慎重な調査が必要であった。

それにもかかわらず、被告は、かかる原告の主張する事実経過を一切考慮することなく、一方当事者である板橋区の主張に専ら依拠したばかりか、勝手な憶測をもって原告を断罪する表現をおこなったものである。原告や原告代理人等に対して事実関係の確認、更なる説明を要求したり、原告関係者への十分な調査を全くしていなかつたのであるから、真実であると誤信したことについて、到底、確実な資料根拠に照らして相当の理由があるとはいえないのであり、真実相当性は認められない。

6 累代飼育を否定する一連の表現行為について

(1) 被告の累代飼育を否定する一連の表現行為は、ホタル館において原告が行っていたホタル飼育は実態がなく、「ウソだった」、すなわち板橋区ホタル生態環境館においては25年間の全期間に亘って累代飼育ではなく持ち込み飼育が行われていたという事実を摘示するもので、板橋区ホタル生態環境館における原告によるホタルの累代飼育が偽装であったという評価を与え、長年公務員として板橋区に勤務し、誠実に職務を遂行してきた原告の社会的な信用を失墜させ、もって、原告の社会的評価を低下させたものである。

(2) 真実相当性が認められないこと

当該表現行為について真実相当性が認められないことは、原告準備書面（18）4～28頁、及び原告準備書面（20）で詳述するとおりであり、発言当時の生息数調査に関する批判的情報（時系列順に甲175, 176, 31, 177, 178, 181, 182, 183）、持ち込み証言に関する批判的情報（時系列順に甲176, 179, 177, 185, 186）、乖離報告書（乙2）の信用性についての批判的情報（甲187～189）等、板橋区の調査や発表に疑惑を生ずるような情報が多数存在した。そして、対立する当事者から板橋区と異なる事実関係の主張があり、板橋区の調査内容に疑義が生じるような状況にあったのであるから、真実性について更なる調査を尽くすことが必要であって、被告は区議会議員としてそれが可能であったものである。

しかも、原告及び原告代理人は、平成26年7月15日、被告に直接呼びかけて、自ら資料を示して真摯に説明を行っており、被告に対して説明を尽くす姿勢をとっていたにもかかわらず、被告は「最初からホタル館のせせらぎで人工飼育していなかったという立場です」（甲1-26及び27）として全く意に介さず、一切自己検証をすることなく、名誉毀損行為を継続しているのである。

このように、被告は、板橋区の調査内容についての批判的情報の確認、検討を一切行わないどころか全く考慮すらすることなく、更なる調査を一切尽くさず、様々な疑義が呈されている一方当事者である板橋区の主張に専ら依拠した。そればかりか、板橋区さえ否定していない「25年間の全期間」の累代飼育を勝手な憶測で否定する表現を行ったものであるから、真実であると誤信したことについて、到底、確実な資料根拠に照らして相当の理由があるとはいえないであり、真実相当性は認められない。

以上